

藤沢市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた藤沢市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物の所有者が実施する耐震改修工事のための補強設計及び耐震改修工事に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項及び同法第23条の規定による建築士が、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人 日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に記載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて木造住宅の調査及び診断を実施し、報告書を作成することをいう。
- (2) 補強設計 耐震診断に基づいて行う耐震改修工事の実施のための補強計画の作成等をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の総合評点が1.0未満の木造住宅を、改修工事後に総合評点を1.0以上にするための工事をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（2世帯住宅及び事務所又は店舗を兼ねる住宅を含む。）であること。
- (2) 地上の階数が2以下の木造の建築物で在来軸組構法により建築されていること。
- (3) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であること。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 対象建築物の所有者で市内に居住していること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第3章に規定するこの市の普通税及び同法第4章第6節に規定する都市計画税を滞納していないこと。

(補助対象費)

第5条 この要綱において補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震診断に要する費用（藤沢市木造耐震診断補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けている場合に限る。）
- (2) 補強設計に要する費用
- (3) 耐震改修工事に要する費用

(4) 工事監理に要する費用

(補助金の額等)

第6条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、前条第1号に規定する費用の2分の1に相当する額（その額が60,000円を超えるときは、60,000円）及び前条第2号から第4号までに規定する費用（以下「耐震改修工事等に要する費用」という。）の合計額の2分の1に相当する額以内（その額が900,000円を超えるときは、900,000円）とする。

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額に相当する額を差し引いて交付するものとする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) マイナンバーカード、運転免許証又は国民健康保険被保険者証等、所有者全員の住所を確認できる資料の写し

(2) 対象建築物に係る固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る補助金交付年度の納税通知書等、対象建築物の所有権を確認できる資料の写し

(3) 対象建築物に係る耐震診断の結果を記載した書類

(4) 第5条第1号に規定する費用に係る補助金の交付を申請する場合は、平成27年度以降の木造住宅耐震診断補助金交付等決定通知書（藤沢市木造耐震診断補助金交付要綱様式第2号）又は平成26年度以前の木造住宅耐震診断補助金確定通知書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事補助金交付等決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

3 補助金の交付は、一の対象建築物について1回に限るものとする。

(耐震改修工事計画の届出)

第9条 前条第1項に基づく補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付に係る耐震改修工事の計画等が完了したときは、耐震改修工事に着手する前に、木造住宅耐震改修工事計画届出書（第3号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の総合評点を1.0以上にするための耐震改修工事計画書

(2) 耐震改修工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書

(3) 耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し

- (4) 耐震改修工事前後の耐震診断の結果報告書
- (5) 工事工程表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修工事等の実施)

第10条 前条の規定による届出書を提出した交付決定者は、耐震改修工事の計画等の実施に関する契約を速やかに締結し、耐震改修工事等の計画等をその年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

(耐震改修工事の計画等の変更)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた耐震改修工事の計画等の内容に変更が生じるときは、速やかに木造住宅耐震改修工事計画等変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合においては、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事計画等変更承認等決定通知書(第5号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(耐震改修工事の計画等の中止等)

第12条 申請者は、交付決定を受ける前に交付の申請を取り下げる必要が生じた場合は、木造住宅耐震改修工事補助金申請取下げ届(第6号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、交付決定を受けた後、耐震改修工事の計画等を中止する必要がある場合は、木造住宅耐震改修工事等中止届(第6号の2様式)に第8条の規定により交付された木造住宅耐震改修工事補助金交付等決定通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による木造住宅耐震改修工事等中止届の提出があったときは、当該補助工事に係る申請は取り下げられたものとし、交付決定は取り消されたものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第13条 市長は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

なお、第7条第1項第4号の書類については、同条で規定する木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書に添えて提出した場合、実績報告書に添えて提出したものとみなす。

- (1) 工事監理報告書の写し
- (2) 耐震改修工事を実施する箇所ごとの施工の全工程の状態を撮影した写真
- (3) 耐震改修工事等に関する契約書の写し
- (4) 耐震改修工事等に関する領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、必要に応じて補助事業の完了検査を行うことができる。

(補助金の額の決定等)

- 第15条 市長は、前条の報告があった場合において、その報告に係る耐震改修工事等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を請求する期限を定め、木造住宅耐震改修工事補助金額確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第16条 前条の通知を受けた者は、市長が指定した期限までに、藤沢市財務規則（昭和39年藤沢市規則第7号）に定める請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。
- (1) 交付決定者が交付決定を受けた内容に関して不正、怠慢、虚偽その他不正な行為をした場合
 - (2) 交付決定者が補助金の交付決定に附された条件に違反した場合

(補助金の返還)

- 第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。